



平成19年2月21日

各 位

会 社 名 ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 永瀬則幸
(J A S D A Q ・ コード 2743)
問合せ先 取締役管理部門管掌 道下寛一
電話番号 0 3 - 3 2 6 2 - 6 8 2 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の理由及び趣旨

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことなどにともない、次のとおり当社定款を変更するものであります。

定時株主総会の基準日に関する規定を定めるため、変更案第12条(基準日)を新設するものであります。

会社法施行規則第94条第1項の規定により、株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第14条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。

株主総会の適正かつ円滑な運営のため、代理人による議決権の行使について、代理人の数を変更案第16条(議決権の代理行使)に定めるものであります。

各事業年度における取締役の経営責任を明確化にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものとし、変更案第20条(任期)に定めるものであります。

取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会運営の機動的かつ効率的運営を図ることを可能とするため、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨並びに社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約の締結を可能とする旨について、変更案第 29 条（取締役の責任免除）及び同第 39 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

その他、会社法の施行に伴う引用条文及び用語の変更、字句の整備、条文の加除及びこれに伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2．定款変更効力発生日

平成 19 年 3 月 29 日

3．変更の内容

下線は変更部分であります

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、220,000</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 監査役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、220,000 株と</p>

株とする。

< 新 設 >

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(基準日)

第7条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式及び端株について名義書換代理人を置く。

2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取、届出の受理並びに株券喪失登録手続その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取、届出の受理その他

する。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

< 削 除 >

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 (条文省略)

<新設>

(招集権者及び議長)

第11条 (条文省略)

<新設>

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 (条文省略)

(株主総会の議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 (現行どおり)

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 (現行どおり)

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である</u></p>
--	--

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の</p>	<p>事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する</p>
---	---

<p>決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第34条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年1月1日から1月31日までの1年とし、<u>営業年度末日</u>を<u>決算期</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年1月1日から1月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
--	---

以 上

